

# 平成 30 年度 公益社団法人 日本総合書芸院

## 段位・級位検定試験 実施要綱

平成 30 年 5 月 15 日

### 1 実施及び認定団体

公益社団法人日本総合書芸院

### 2 受験クラス・認定段級位の種類

#### 【一般部/毛筆 /漢字・かな】

A クラス・・・師範登用の審査、認定。

B クラス・・・準師範登用の審査、認定。

学童師範 ・・・ 学童（中学 3 年生以下） に対し、毛筆・硬筆の指導をし得る技術及び知識を有していることを審査、認定。

C クラス・・・4 段位・5 段位を目安としたクラスの審査、認定。

D クラス・・・初段位から 3 段位を目安としたクラスの審査、認定。

E クラス・・・7 級位から 1 級位を目安としたクラスの審査、認定。

※C クラス以下は、受験者が受験クラスを任意に選択することが出来ることとする。

#### 【一般部/硬筆（漢字・かな）】

A クラス・・・師範登用の審査、認定。

B クラス・・・準師範登用の審査、認定。

C クラス・・・硬筆（漢字・かな）の5 段位以下を目安とした受験クラスの審査、認定。

※C クラス以下は、受験者の技量に応じた段位・級位を認定することとする。

#### ※注意事項

① 一般部段級位の格付けは下記のとおりとする。

<下位> 7 級～1 級 初段～5 段 学童師範 準師範 師範 <上位>  
(右に行くほど上位)

② 師範位以外は、漢字とかなの段級をそれぞれ別々に認定する。

③ 2 回目からの受験者は、本院が認定している段級を目安に受験することとする。

④ 準師範以下で、漢字とかなの段級位に差異がある場合は、毛筆・硬筆ともに、認定されている上位の段級位を目安とし受験クラスを選択することとする。

(例) 現在、漢字が四段位、かなが二段位の場合、C クラス（五段位認定科目）

を受験する。

⑤ 師範位の認定については、漢字（4科目全合格）及びかなの合格を以て、師範登用とする。

また、毛筆・硬筆のどちらか一方が先に師範位の認定を受けた時点で会員種別としては、師範とする。

⑥ 準師範位の認定については、毛筆・硬筆のどちらか一方の、漢字（3科目全部）または、かなが先に準師範位の認定を受けた時点で会員種別としては、準師範とする。

⑦ 同年に毛筆・硬筆の同時受験及び漢字・かなの同時受験は可能。

例1) 一般部 毛筆Bクラス漢字と一般部 硬筆Bクラス漢字<可能>

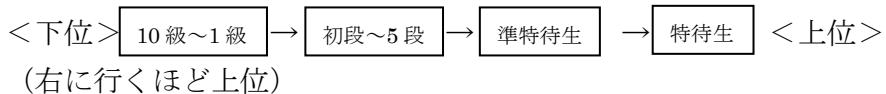
例2) 一般部 毛筆Bクラス漢字と一般部 毛筆Bクラスかな<可能>

#### 【学生部（毛筆のみ）】

Aクラス・・・特待生の審査、認定。

Bクラス・・・9級から準特待生までの審査、認定。

※学生部段級位の格付けは以下の通りとする。



### 3 受験資格

#### 【一般部/毛筆（漢字・かな）】

Aクラス・・・・・・現在、毛筆の漢字及びかな共に、準師範位の認定を受けている者。

Bクラス・・・・・・現在、毛筆の漢字及びかな共に5段位以上の認定を受けている者。

学童師範・・・・・・高校生以上で、現在毛筆の漢字・かな共に5段位以上の認定を受けている者。

C・D・Eクラス・・・高校生以上。（誰でも）  
(5段以下)

#### 【一般部/硬筆（漢字・かな）】

Aクラス・・・現在、硬筆の漢字及びかな共に、準師範位の認定を受けている者。

Bクラス・・・現在、硬筆の漢字及びかな共に5段位以上の認定を受けている者。

Cクラス・・・高校生以上。（誰でも）

#### 【学生部（毛筆のみ）】

- A クラス・・・小学6年生から中学3年生まで、準特待生の認定を受けている者。  
B クラス・・・幼年から中学3年生まで。

#### 4 一般応募（会員以外）

機関誌、ホームページで広く一般に周知し募集する。  
会員以外の応募締切は、平成30年9月6日（木）とする。

#### 5 受験作品の提出締切

【一般部】平成30年10月5日（金）必着  
【学生部】平成30年10月5日（金）必着

#### 6 受験作品提出先

【一般部・学生部】

公益社団法人日本総合書芸院事務局（宛先下記）

#### 7 受験料

受験クラスの料金（下記参照）は、郵便振替（下記振替番号ご参照下さい）または現金書留、持参で、「○クラス受験」と明記して提出締切日までに（公社）日本総合書芸院宛てに納入することとする。

＜会員＞

【一般部/毛筆（漢字・かな）】

- A クラス・・・9,000円（消費税込）  
B クラス・・・7,000円（消費税込）  
学童師範・・・8,000円（消費税込）  
C クラス・・・6,000円（消費税込）  
D クラス・・・4,000円（消費税込）  
E クラス・・・3,000円（消費税込）

※受験料は、漢字の受験科目の全科目を受験しない場合及び、かなのみを受験する場合でも、同額とする。

【一般部/硬筆（漢字・かな）】

- A クラス・・・6,000円（消費税込）  
B クラス・・・5,000円（消費税込）  
C クラス・・・4,000円（消費税込）

※ 高校生（会員のみ）は、受験料を毛筆・硬筆とも2割引とする。

受験票の高校を○で囲み学生証コピーを提出すること。

【学生部（毛筆のみ）】

A クラス・・・2,000 円（消費税込）

B クラス・・・1,000 円（消費税込）

<公募>

【一般部/毛筆（漢字・かな）】

C クラス・・・11,000 円（消費税込）

D クラス・・・7,000 円（消費税込）

E クラス・・・5,000 円（消費税込）

※受験料は、漢字の部・かなの部の一方のみを受験する場合でも、同額とします。

【一般部/硬筆（漢字・かな）】

C クラス・・・6,000 円（消費税込）

【学生部】

B クラス・・・2,000 円（消費税込）

※受験したクラスより上位のクラスに認定された場合は、クラスごとの受験料の差額をご納入頂きます。

※上記受験料は、全てのクラスにおいて、申込み後の返金は一切行わないこととする。

## 8 検定試験の課題について

学童師範位を除き、毎年度ごとに一般部及び学生部の段位・級位検定試験課題を別に定める。

- 【学童師範課題】① いろは歌 48 文字（ひらがな）を半紙一枚につき 6 文字書く。  
② 小論文「学童を指導するにあたっての心構え」(400 字詰原稿用紙 2 枚以上 5 枚以内、手書き)

## 9 受験作品の用紙について

【一般部/毛筆（漢字・かな）】

A・B・C クラス漢字は、指定の半切を使用《用紙は事務局に有ります》※かな半切は、指定なし

D クラス・E クラスは、半紙縦書き

【一般部/硬筆（漢字・かな）】

指定の硬筆用紙を使用《用紙は事務局にあります》

## 10 受験作品の提出方法について

### 【一般部/毛筆・硬筆（漢字・かな）】

下記のとおりに締切までに郵送または持参にて提出することとする。

- ① 毛筆 A・B・C クラスは、作品（半切）を楷書・行書・草書・隸書（A クラスのみ）・かなの順に揃えて、右肩を折り曲げ、コヨリ（ホチキス不可）で綴じる。

但し、同クラスの 2 回目からの受験は、不合格課題のみ綴じ提出することとする。

※前回までに A B クラスを受験している者は、前回の成績通知書（平成 26 年度以前受験はハガキ用紙、平成 27 年度以降受験は B5 用紙）を作品の右肩に付けて提出する。

- ② 毛筆 D・E（半紙）は、漢字（楷書・行書・草書の順）に揃えて、右肩を折り曲げ、コヨリ（ホチキス不可）で綴じ、かなは綴じずに漢字に添えて提出する。

③ 硬筆は、作品を楷書・行書・草書をホチキスで止め、かなと一緒にクリップで綴じる。

但し、同クラスの 2 回目からの受験は、不合格課題のみ綴じ提出することとする。

※前回までに A B クラスを受験している者は、前回の成績通知書（平成 26 年度以前受験はハガキ用紙、平成 27 年度以降受験は B5 用紙）を作品の右肩に付けて提出する。

### 【学生部（毛筆のみ）】

A クラス・・・別に定める各学年の課題を、半紙に楷書・行書の 2 体で縦書きし、右肩を綴じて提出することとする。

B クラス・・・別に定める各学年の課題を、半紙に楷書で縦書きし、提出することとする。

※受験課題は必ず自筆で書くこととする。

## 11 受験票及び受験者一覧表

### 【一般部/毛筆・硬筆（漢字・かな）】

受験票は、漢字・かな別に、ボールペンで必要事項を記入し、作品左下に垂らして貼付し提出することとする。

※段級位は、当年9月号の段級位を記すこと。

※会員以外で今回の受験が初出書となる場合は、二回目と記入する。

※団体での受験は教室長等が受験者一覧表（規定用紙）を提出すること。

### 【学生部（受験票なし）】

- ※団体での受験は教室長等が受験者一覧表（規定用紙）を提出すること。
- ※段級位は、当年9月号の段級位を記すこと。
- ※会員以外で今回の受験が初出書となる場合は、二回目と記入すること。
- ※会員は、日本総合書芸院展出品により1段（級）昇段するので、それを加味した段級のクラスで受験する。但し、準特から特待生への昇段は、6年生以上で毎日新聞社賞、神奈川新聞社賞、院賞、学生書芸賞のみ。

## 12 落款（作品への名前）等の書き方

### 【一般部/毛筆（漢字）】

作品の左脇に教室名（会員以外は「公募」）・9月号の段級位・姓号（雅号が無い者は氏名）の順にわかりやすく毛筆で記す（印が有れば押印する）こと。

### 【一般部/毛筆（かな）】

雅号（雅号が無い者は氏名）を毛筆で記し押印すること。

### 【一般部/硬筆（漢字・かな）】

作品の左脇に教室名（会員以外は「公募」）・9月号の段級位・姓号（雅号が無い者は氏名）の順にわかりやすくペンで記す（印が有れば押印する）こと。

※印はCクラス以下は無くても良い。※かなは印のみでも可

※段級位は、当年9月号の段級位を記すこと。

※会員以外で今回の受験が初出書となる場合は、段級位に一回目と記入する。

### 【学生部（受験票なし）】

作品の左隅に毛筆で教室名（会員以外は「公募」）・学年・現在の段級位・氏名をハッキリと自筆すること。

※氏名等の自筆の字が読みにくいときは、教室長等がわきに鉛筆で書くこと。

## 13 審査

公益社団法人日本総合書芸院段位・級位検定試験審査委員により審査。

<審査委員長> 東山 右徹

（公社）日本総合書芸院理事長、（財）毎日書道会審査会員、右心会代表、他

～審査基準の概要～

### 【一般毛筆・硬筆漢字の部・かなの部共通】

A クラス・・・師範として指導し得る、高度な専門技術及び知識等をもって書くことができる実力を有しているか。

B クラス・・・師範に準じ、指導し得る技術及び知識をもって書くことができる実力を有しているか。

学童師範・・・学童師範として、中学3年生までを教えることが出来る程度の師範に準じた専門的な技術及び知識を有しているか。

C クラス・・・初歩から専門的な技術をもって書くことができる実力を有しているか。

D クラス・・・初步的な技術及び知識等をもって書くことができる実力を有しているか。

E クラス・・・基礎的な技術及び知識をもって書くことができる実力を有しているか。

## 14 結果承認

10月25日（木）第3回理事会に於いて結果承認の決議を行う。

## 15 認定発表（合格通知）

### 【一般部/毛筆・硬筆（漢字・かな）】

試験の成績・認定段級の結果は、A クラス・B クラス受験者には、機関誌 12 月号及びホームページ上で発表するとともに、教室長の先生または本人宛に成績（合格）通知を送付。

※毛筆・硬筆の師範、準師範に合格点した者には、合格通知の合格印の押印を以て通知することとする。

#### ～合格（成績）通知について～

成績（合格）通知には、すでに合格している科目には黒丸を、今回新たに合格の科目には赤丸をつけて通知する。

次回受験の際に、この通知を受験作品に貼付して提出することとする。

C クラス以下受験の方は、認定段級位を機関誌 12 月号及びホームページで発表及び、段級認定証を直接送付する。

### 【学生部】

認定段級位を機関誌 12 月号及びホームページで発表する。

## 16 段級位認定の適用

認定された段級位は、本年 12 月 1 日から適用。

## 17 特別会費及び免状

A クラス師範、B クラス準師範、学童師範に合格した者には、公益社団法人日本総合書芸院会費等に関する規程に基づき特別会費（会員以外は入会金 1,000 円が必要）の納入を受けたうえで認定をし、後日免状を授与する。

### 特別会費

- |            |                               |
|------------|-------------------------------|
| 1 ) 師範認定   | (毛筆の部) 180,000 円              |
|            | (硬筆の部) 50,000 円               |
| 2 ) 準師範認定  | (毛筆の部) 10,000 円 (学生は 5,000 円) |
|            | (硬筆の部) 10,000 円 (学生は 5,000 円) |
| 3 ) 学童師範認定 | 50,000 円                      |

※師範認定の際、過去既に学童師範の認定時に特別会費を納入した者は、納入済みの 50,000 円を差し引き、130,000 円を納入することとする。

※準師範特別会費は、学生半額となります。

学生証のコピーを添付してください。(高校生は、受験作品提出の際にいただいておりませんので必要ありません)

### 18 通信指導（作品の手本及び添削）について

通信指導実施要綱にて別に定める。

### 19 個人情報の取り扱いについて

この検定試験に関し知り得た個人情報は、この検定試験に関することにのみ使用し、適正な管理を行うこととする。

### 20 補足

この要綱に定める事項の他、実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

### 21 改廃

この要綱の改廃は、常任理事会による。

<宛先・お問い合わせ>

公益社団法人日本総合書芸院

〒248-0002 神奈川県鎌倉市二階堂 4-5

電話 0467-23-2100 Fax 0467-23-2102

URL <http://www.syogeiin.org/>

振替 00260-7-5023